

第 2 7 1 回 滋賀県公有財産審議会議事録

・本審議会については、予定価格等の非公開情報を含むため、案件の概要や発言の記録は掲載せず、審議の結果のみの掲載とします。

- 1 日 時 令和8年2月5日(木) 10:00~11:00
- 2 場 所 大津合同庁舎3階 入札室
- 3 出席者 会長：駒林 良則
委員：上田 和子、田中 勝、千代 博、上田 理子、西川 真美子、
佃 裕美、西谷 真由美、東郷 寛彦
幹事：寺田 由美子

【欠席者】

- 委員：野田 英男
幹事：橋本 憲一郎、佐藤 勝也
- 4 進行等 議長：駒林 良則(会長)
報告：大橋 淳也(財政課 財産活用推進室長)

5 諮問案件

第1号…土地の譲渡について

第2号…行政財産使用料減免基準運用の事後検証について

6 概要

議案第1号

土地の譲渡について

(提案課より説明)

(原案のとおり承認、答申)

議案第2号

行政財産使用料減免基準運用の事後検証について

【説明】 総務部財政課

会長 協議事項の事後検証の案件ですが、委員の皆様のご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

西谷委員 例えば駐車場運営等のいわゆる収益事業を行っている部分でも県との連携が大事だと思いますが、南郷水産センターの駐車場の料金設定の部分にどれだけ県が関わっているのかが気になります。独自に任せているのであれば、少し違うかもしれない、金額設定まで一緒に相談ができていた状態なのであれば、減免の理由はあると思います。

提案課（水産課） ご質問のありました料金設定の件ですが、ご指摘のとおり、水産センター自体は連合会が過去から運営していますので、そういった料金設定などについては県が今までは何か意見するような体制ではございませんでした。しかし、昨年度の審議会の中で委員の方から県と連合会の連携がもう少し必要ではないかというご意見をいただきまして、今年度からの取り組みにはなりますが、何か運営の中で変わるようなことがあれば、適宜県と相談していただくような連携体制をとるように考えてやっていますところ です。

上田和子委員 水産センターの駐車場は敷地が広くて、その3分の1ぐらいしか使われていないように思いますが、駐車場料金の収益の中で固定資産税はどのように計上されてるのでしょうか。

提案課 駐車場部分は県有地ですが、県が固定資産税という税金を払うことはありません。一方、それに代わる交付金を県から市町には交付しておりまして、南郷水産センターの敷地部分はその交付金の対象になっています。しかし、この減免基準①イを適用して使用料を減免している案件につきましては、県としてもそういう施策を進めていきたいということが前提になっておりますので、固定資産税に相当する経費を県が負担したとしても減免をして、事業を運営してもらうという考え方で減免制度を設計しているところ です。

西川委員 事業が県と連携して実施されているかという点について、3団体とも共通なのですが、今

回報告していただいている連携の仕方というのが、資料の内容だけですと抽象的だと思います。意見交換を行ったということであれば、どういう意見を出したのか、それに対してその団体からどういうフィードバックがあったのかということも、できればもう少し具体的に知りたいと思います。

県からの意見によってどういうところが改善されたのか、連携の仕方について、そういった具体的な内容のご報告をいただいた方がよりわかりやすいし、検証もしやすいと思いますので、次回からでもいいですのでその点お願いをしたいと思います。

提案課

ご意見ございました点について、今までどういう形でフィードバックがあったかということも把握するよう財産所管所属に促してまいりたいと思いますし、今後は資料にもそういった内容を記載するように考えさせていただきたいと思います。

会長

今日いろいろとご意見頂戴しましたので、このご意見を踏まえて財政課では対応していた、今後の事後検証ではそれを踏まえた形でまた提案していただきたいと思います。

他に質問等はございませんか。

他に質問もなさそうですので、第2号議案については以上となります。